WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 2 月号 | No. 02/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 作業部会 – 第 18 回会合

PCT 作業部会の第 18 回会合は、2025 年 2 月 18 日から 20 日に開催された前回の協議に続き、2026 年 2 月 2 日に再開されました。第 18 回会合では本作業部会により、以下の議題が協議されました。

国際出願の電子処理

本作業部会は、電子サービスの改善と PCT 手続のために提供される個人データの保護水準の向上を目的として、2026 年 7 月の PCT 同盟総会の会合で承認を得るため、PCT 規則 4、45 の 2、92 の 2 と 94 の改正案を提出することに合意しました。当改正案では、国際出願手続のために電子メールアドレスと電話番号の提供を義務付けること、一般がアクセス可能な一件書類から特定の個人データの除外を認めること、優先日から 30 か月が経過した後に通信用の住所変更を可能とするための根拠を規定しています (文書 PCT/WG/18/8 及び文書 PCT/WG/18/20 のアネックス I 参照)。

PCT 手数料の換算額の設定

本作業部会は、換算額の設定プロセスを合理化し、為替レートの変動から新換算額の適用までの時間を短縮するため、「所定手数料の換算額の決定に関する PCT 総会が定めた指針」の修正案を PCT 総会に提出することに合意しました (文書 PCT/WG/18/12 及び文書 PCT/WG/18/20 のアネックス II 参照)。

取下げの通知書 (様式 PCT/RO/136) の写しを出願人に送付することの提案

本作業部会は、原則として、実施細則第 326 号及び PCT 受理官庁ガイドライン 322 項の修正を承認しました。当修正では、受理官庁が、出願取下げの効力を発生させる通知書を国際事務局に送付する際に、出願取下書の処理状況を出願人にも通達する (訳者注: 取下げの通知書の写しを出願人に送付する)

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ことを希望する場合に、その通達を可能とする根拠を規定しています (文書 PCT/WG/18/10 及び文書 PCT/WG/18/20 のアネックス III 参照)。

指定官庁における国内段階移行手続の手段

本作業部会は、国内段階移行の電子手段に限った手続に関する調査と、指定又は選択官庁が、所定の条件の下、出願人に対して国内段階移行の電子手段による手続を要求できるように認める PCT 規則改正案について議論しました。本作業部会は、会合で寄せられた意見を考慮し、改正案を更に検討するよう国際事務局に求めました (文書 PCT/WG/18/4 Rev. 参照)。

国際公開関連の処理

本作業部会は、国際調査報告と、第 19 条に基づき補正された請求の範囲に関する説明書を分けて国際公開する形式への変更案について議論しました。当変更案により公開手続が簡素化され、テキストベースの処理が促進されることになります。本作業部会は、寄せられた意見を考慮し、追加情報や修正案を提示するよう国際事務局に求めました (文書 PCT/WG/18/13 参照)。

国際調査機関と国際予備審査機関の任期延長の手続

本作業部会は、PCT 同盟総会 (PCT 総会) が国際調査機関及び国際予備審査機関の任期延長を決定する手続、並びに国際事務局と各機関との間で締結される関連する新たな取決めの様式について合意しました (文書 PCT/WG/18/5、PCT/WG/18/6 及び PCT/WG/18/15 参照)。

その他の事項

本作業部会は、以下の議題も扱いました。

- PCT の下での技術支援の調整 (文書 PCT/WG/18/9 参照)
- 特許審査官研修の調整 (文書 PCT/WG/18/11 参照)
- PCT 最小限資料タスクフォースのステータスレポート (文書 PCT/WG/18/17 参照)
- 配列表タスクフォースのステータスレポート (文書 PCT/WG/18/18 Rev.参照)
- 配列表の処理 (文書 PCT/WG/18/14 参照)
- 国際調査報告のフィードバック試行プログラムに関する報告。当試行プログラムでは、参加庁は国内段階に移行する国際出願について、参加する国際調査機関が発行した国際調査報告に対するフィードバックを提供 (文書 PCT/WG/18/7 参照)。
- 知的財産、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する WIPO 条約 (文書 PCT/WG/18/16 参照)
- PCT 規則 26.3 の 3 のフランス語版における軽微な修正 (文書 PCT/WG/18/3 参照)
- 国際出願の提出手段に関連する付随的改正 (文書 PCT/WG/18/19 参照)
- 第 31 回 PCT 国際機関会合の報告 (文書 PCT/WG/18/2 参照)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

要約と文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/18/20) は、作業文書、ウェブキャスト動画 (会合の音声がテキスト化されたトランスクリプトを含む) のリンクと併せて、 以下の WIPO ウェブサイトから入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=86208

PCT 作業部会 – 第 19 回会合

PCT 作業部会の第 19 回会合は、2026 年 2 月 4 日に開かれました。本会合は中断されましたが、将来再開の予定です。本会合の文書は、以下の URL から入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89833

PCT 技術協力委員会

PCT 技術協力委員会の第 33 回会合が、2026 年 2 月 2 日と 3 日にジュネーブにて開催されました。

本委員会は、PCT の国際調査機関と国際予備審査機関 (ISA/IPEA) として選定されることを目的としたメキシコ産業財産機関 (IMPI) による申請について議論しました (文書 PCT/CTC/33/27 参照)。また、本委員会は、2027 年 12 月 31 日に任期満了となる既存の 25 全ての ISA/IPEA の任期延長の申請についても議論しました (文書 PCT/CTC/33/2 から 26 参照)。本委員会は、IMPI を ISA/IPEA として選定すること、並びに既存の全ての ISA/IPEA の任期延長を PCT 総会に勧告することに合意しました。

本委員会は、各官庁・機関が、2028 年 1 月 1 日より、国際事務局と締結する ISA/IPEA としての役割に関する個別の取決めの作成の基礎として使用する、取決めのひな型の新様式も承認しました。新様式では、各 ISA/IPEA の運用情報を記載した別添アネックスは廃止され、当該情報は公示 (PCT 公報) に掲載され、PCT 出願人の手引に反映されることになります。新様式を承認するにあたり、本委員会は、取決めの新様式を使用するために必要な PCT 規則改正案を PCT 総会に提示することに合意しました (文書 PCT/CTC/33/28 参照)。これらの改正案は、2026 年 7 月に開催される PCT 総会において協議されます。同総会では、IMPI の選定と既存の ISA・IPEA の任期延長が決定され、必要に応じて各官庁・機関と国際事務局との間の個別の取決め案も承認される予定です。

議長による要約 (文書 PCT/CTC/33/29) は、作業文書、ウェブキャスト動画 (会合の音声がテキスト化されたトランスクリプトを含む) のリンクと併せて、以下の WIPO ウェブサイトから入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89830

PCT ユーザ満足度調査がユーザ満足度の高さを公表

WIPO の最新ユーザ満足度調査 (2025 年後半に実施) では、PCT は強固な制度で一貫性があり、高く評価されるサービスを継続して提供していることを示す結果となりました。

全般的に、回答者の 90%が、WIPO が提供する PCT 関連サービスについて「非常に満足」(44%) 又は「満足」(46%) していると回答しました。この結果は、2023 年と 2021 年の先般の調査結果と同様で、2019 年の満足度 88%の評価からわずかに上昇しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

本調査は、WIPO がユーザ満足度を調査し、サービスを継続的に向上する取り組みの一環として、2 年ごとに実施しているものです。最新の調査は 2025 年の第 4 半期に PCT 全 10 公開言語で実施され、1,700 件以上の回答が寄せられました。

回答者には、国際事務局 (IB) (受理官庁としての役割を含む) による PCT 出願の処理、ePCT 機能・サービス、PCT 関連資料や WIPO が実施する研修など、多様なサービスに関する評価が求められました。また、意見や改善を望む分野について提案可能なコメント欄も設けられました。

調査結果は IB により詳細に分析され、PCT サービスの向上に役立てられます。PCT に関するご意見・ご提案は、随時 PCT 法務・ユーザ関連部までお寄せ下さい。

pct.legal@wipo.int

調査結果の概要は、以下の URL からご利用下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/activity/pct-user-survey-2025.pdf

世界知的財産報告書 2026 で注目される技術普及

WIPO の新たな報告書による分析では、新たな発明が広く利用され、影響力のあるイノベーションへと発展する上で重要な要因を明らかにしています。

世界知的財産報告書 2026: Technology on the Move では、技術利用に関する 250 年にわたる歴史データと 50 年間の特許データに基づき、技術普及の変容するパターンを探求しています。

本報告書では、新たなイノベーションは、過去の時代よりもはるかに急速に普及していることを明らかにしています。新技術の発明からその技術が世界で初めて利用されるまでの時間は短縮され、先進国とその他の国々との技術利用の格差は、最新の技術 (特にデジタル技術) になるほど縮小しています。

しかしながら、技術が国境を越えてかつてない速さで拡散する一方で、発展途上国において技術を広く普及させるには多くの課題が残っており、新技術の可能性を最大限に実現するためには、協調的な政策実施が必要となります。

本報告書の詳細は、以下の URL をご利用下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2026/article_0002.html

本報告書は、以下の URL から入手可能です。

https://www.wipo.int/web-publications/world-intellectual-property-report-2026/en/index.html

PATENTSCOPE が検証済みの標準必須特許 (SEP) 検索機能を導入

WIPO は、検証済みの標準必須特許 (SEPs: Standard Essential Patents) をユーザが検索できる新機能を追加し、グローバル特許データベースである PATENTSCOPE を強化しました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

今回の機能強化は、2025 年に導入された「宣言済みの標準必須特許」の検索機能を発展させたもので、当機能では、特許権者が技術標準にとって潜在的に必須であると宣言した特許の検索が既に可能となっています。

新機能では、パテントプール管理者を代行する独立した専門家が客観的に標準必須特許として検証した特許を特定することで、検索機能を更に発展させています。今回初となる検証済み必須データの提供は、パテントプール管理者である Sisvel が行いました。WIPO は、検証済みデータソースの更なる拡張に向け、関係者と協議を進めています。

詳細は以下の URL をご参照下さい。

https://www.wipo.int/en/web/patents/w/news/2026/patentscope-introduces-verified-sep-searches-announces-upcoming-user-webinars

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

ARIPO がグローバル PPH 試行プログラムに参加

2026 年 1 月 6 日、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) がグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) 試行プログラムに参加し、参加庁数は 29 となりました。

当試行プログラムでは、いずれかの参加庁からの成果物 (国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの PCT 見解書、又は特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を含む) に基づき、他の参加庁のいずれかに対し早期審査の請求が可能になります。但し、先の審査官庁により少なくとも 1 つの請求の範囲が特許性ありと認められ、且つ、その他に適用される資格基準を満たしていることが条件となります。当試行プログラムは、単一の参加要件を使用し、既存の PPH ネットワークを簡素化・強化し、ユーザによる利便性を高めることを目的としています。

GPPH に関する詳細は、以下の URL に掲載されています。

https://www.jpo.go.jp/e/toppage/pph-portal/globalpph.html

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページは更新されました。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

(訳者注: 当サービスに関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は、DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

国立知的財産センター (ベラルーシ) が DAS 取得庁・提供庁として運用を開始

国立知的財産センター (ベラルーシ) は、2026 年 1 月 1 日より、WIPO DAS の取得庁・提供庁の双方として運用を開始した旨を IB に通知しました。詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=27

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.1)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に基づく通知 (欧州特許庁)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に基づき、欧州特許庁 (EPO) は、2026 年 1 月 27 日から 2 月 26 日までの間に期間が満了する PCT 規則で定められた EPO における手続の期間を、当該期間中にポルトガルで発生した暴風雨の影響により遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づき、EPO に対し遅滞の許容を請求する場合、証拠提出の必要性が免除される旨を国際事務局に通知しました。

詳細は、EPO ウェブサイトに掲載された通知をご参照下さい。

https://www.epo.org/en/legal/official-journal/notice-10-february-2026

ジュネーブ国際発明展

第 51 回ジュネーブ国際発明展が、2026 年 3 月 11 日から 15 日までジュネーブの Palexpo で開催されます。本発明展は毎年開催され、参加者が最先端の発明を披露する機会を提供しています。今年は、40 の国と地域から 1,000 点を超える発明が一同に会します。

世界知的所有権機関 (WIPO) は本発明展でブースを開設し、PCT をはじめとする各部門から WIPO の専門家が常駐し、出展者と一般を対象とした個別プレゼンテーションやウォークイン相談会を実施します。ご来場の際は、是非 WIPO ブースへお立ち寄り下さい。

本発明展に関する詳細は、以下の URL から入手可能です。

https://www.inventions-geneva.ch/en/home-en/

PCT アップデート

AU: オーストラリア (管轄国際調査及び国際予備審査機関)

オーストラリア特許庁 (IP Australia) は、自庁と知識財産処 (MOIP) (韓国) に加え、欧州特許庁 (EPO) とシンガポール知的財産庁 (IPOS) を、受理官庁としての自庁になされる国際出願について、管轄国際調査と国際予備審査機関として指定しました。当指定は 2026 年 3 月 1 日より発効します。EPO の指定は 2 年間の試行プログラムの一環です (下記 SG: シンガポールも参照)。

オーストラリア特許庁と EPO からの情報は、以下の URL をご参照下さい。

https://www.ipaustralia.gov.au/news-and-community/news/international-search-options-expand-for-australian-patent-applicants

https://www.epo.org/en/news-events/news/collaborating-impact-epo-and-ip-australia-reach-new-milestones

(PCT 出願人の手引 附属書 C (AU) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

BY: ベラルーシ (手数料)
DO: ドミニカ共和国 (手数料)
EP: 欧州特許庁 (手数料)

2026 年 4 月 1 日から、受理官庁としての欧州特許庁 (EPO) に支払う以下の手数料が変更になります。

送付手数料 160 ユーロ

優先権書類の手数料 125 ユーロ

優先権の回復請求手数料..... 790 ユーロ

同日から、指定 (又は選択) 官庁としての EPO に支払う、以下の手数料の額も変更になります。

指定された 1 つ以上の
EPO 締約国に対する指定料 720 ユーロ

請求の範囲手数料:

- 16 以上、50 まで
 各請求の範囲につき..... 290 ユーロ
- 51 以上の各請求の範囲につき..... 720 ユーロ

(国際) 出願の調査手数料 1,595 ユーロ

手続続行手数料:

- 手数料の遅延支払の場合..... 変更なし
- その他の場合..... 315 ユーロ

配列表の遅滞提出手数料 280 ユーロ

審査手数料:

- 補充欧州調査報告が作成
 される場合の (国際) 出願 2,010 ユーロ
- 補充欧州調査報告が作成
 されない場合の (国際) 出願 2,240 ユーロ

第 3 年度の更新手数料 725 ユーロ

また、国際調査報告又は補充国際調査報告がオーストリア特許庁、又は集中化に関する議定書に基づきフィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT)、ヴィシェグラード特許機構により作成された国際出願について、支払う国内手数料の調査手数料の減額額も変更になります。2026 年 4 月 1 日から適用される 2026 年 4 月 1 日より適用される、この減額の新料金は 1,365 ユーロです。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (EP)、国内編、概要 (EP) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

なお、国際調査、補充国際調査と国際予備審査に関連する所定手数料の変更は、下記の該当するカテゴリーにも掲載されています。

GB: 知的財産庁 (英国) (手数料)
JP: 日本国 (FAX サービスの終了)

2026 年 4 月 1 日より、日本国特許庁 (JPO) は、FAX サービスの利用を終了し、国際出願やその他の書類の FAX による提出は受理しません。

RU: ロシア連邦 (管轄国際調査及び国際予備審査機関)

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) は、2026 年 2 月 1 日以降に受理官庁としての当局になされる国際出願について、自局に加え、ユーラシア特許庁 (EAPO)、欧州特許庁 (EPO) と共に、サウジ知的財産機関 (SAIP) を管轄国際調査と国際予備審査機関として指定しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (RU) が更新されました)

SK: スロバキア (手数料)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 3 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

イスラエル特許庁 スイスフラン、ユーロ、米国ドル

シンガポール知的財産庁 (IPOS) オーストラリアドル

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

2026 年 4 月 1 日より、欧州特許庁が行う国際調査について、ユーロで支払う額、その他の通貨に適用される換算額 (以下に記載)、並びにその他の手数料も変更になります。

調査手数料 1,885 ユーロ

追加調査手数料 1,885 ユーロ

異議申立手数料 1,070 ユーロ

検査手数料 1,070 ユーロ

遅延提出手数料 280 ユーロ

2026 年 4 月 1 日より、次の特許庁が行う国際調査の調査手数料と追加調査手数料の額も、1,885 ユーロに変更されます: オーストリア特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、スペイン特許商標庁、ヴィシェグラード特許機構 (VPI)。同日付で、その他の通貨に適用される調査手数料の換算額も変更されます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2026 年 4 月 1 日より、トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) が行う国際調査について、調査手数料と追加調査手数料の額が、97,060 トルコリラに変更されます。

2026 年 4 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO)	ユーロ、米国ドル
欧州特許庁 (EPO)	オーストラリアドル、スイスフラン、中国元、デンマーククローネ、イギリスポンド、ハンガリーフォリント、アイスランドクローナ、日本円、ノルウェークローネ、ニュージーランドドル、スウェーデンクローナ、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランド
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)	ユーロ、米国ドル

新料金は手数料表 I(b) に記載されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、EA、EP、ES、FI、IL、RU、SG、TR、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (一部の官庁)

2026 年 4 月 1 日より、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、ヴィシェグラード特許機構 (VPI) が行う補充国際調査について、ユーロで支払う額が変更になります。新料金は 1,885 ユーロです。

同日付で、トルコ特許商標庁 (TÜRKPATENT) が行う補充国際調査についても、トルコリラで支払う額が 97,060 トルコリラ変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (EP、FI、TR、XV) が更新されました)

国際予備審査に関連する予備審査手数料とその他の手数料 (欧州特許庁)

2026 年 4 月 1 日より、国際予備審査機関としての欧州特許庁にユーロで支払う、以下の手数料の額が変更になります。

予備審査手数料	2,010 ユーロ
追加予備審査手数料	2,101 ユーロ
異議申立手数料	1,070 ユーロ
遅延提出手数料	280 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 E (EP) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

近日配信予定の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series

PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) のエピソード 4 “Get on the e-filing highway” が、2026 年 3 月 19 日午後 3 時から 4 時 (中央ヨーロッパ時間) まで配信予定です。Pascal Piriou (WIPO PCT 国際協力部所属の上級カスタマーサポートアシスタント) が、ePCT を利用した PCT 出願の提出方法を実演します。ePCT は、WIPO の安全なオンライン出願プラットフォームであり、出願手続を円滑化するために開発され、多くの国内知財庁で認められている出願システムです。

このウェビナーは無料で、シリーズの前回のウェビナーに不参加であっても、役立つ情報が得られる内容となっています。当ウェビナーへの参加は、こちらからご登録下さい。

また、エピソード 3 の韓国語版ウェビナーは、2026 年 2 月 26 日 (韓国現地時間の午後 4 時半から 5 時半) に配信されます。こちらからご登録下さい (訳者注: ウェビナーは配信済みであり、登録は既に終了しています)。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日まで、以下の URL から行って下さい。

https://welc.wipo.int/acc/index.jsf

実務アドバイス

国際予備審査を請求した後の PCT 第 34 条に基づく補正書の提出

Q: 国際予備審査の請求書を明細書と図面の補正書と共に提出したいと考えています。請求書を提出するための期間が満了間近となっています。補正書が準備できていない場合、その提出期間を延長することは可能でしょうか？

A: 国際予備審査は任意の手続であり、国際段階において出願人が国際出願の明細書、請求の範囲や図面を補正できる唯一の機会です。この補正をする機会は PCT 第 34 条に規定され、同条は、出願人が国際予備審査機関 (IPEA) と口頭や書面で連絡する権利も定めています。従って、IPEA の審査官は、出願人が提出した補正書や抗弁を審査することが可能となり、これにより出願人は、IPEA が国際予備審査報告を作成する前に、PCT 規則 66.3 及び 66.4 に基づき、補正をする追加の機会を得ることができます。これに対し、国際予備審査の請求をしない場合には、出願人は、PCT 第 19 条に基づき、国際事務局に対し国際出願の請求の範囲を補正する機会が一度あるのみで、補正された請求の範囲は公開されるものの、その補正は国際段階では審査されません。国際予備審査は、PCT 第 II 章の規定に基づく手続であることから、よく第 II 章の手続と呼ばれます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際予備審査の請求をするための期間は、(i) 国際調査機関 (ISA) による国際調査報告 (ISR) や見解書の送付日から 3 か月、又は (ii) 優先日から 22 か月の、いずれか遅く満了する期間となります (PCT 規則 54 の 2.1(a))。

IPEA は、原則として、国際予備審査の請求書、必要な手数料の支払、ISA の ISR と見解書を入手次第速やかに審査を開始することができます。但し、PCT 規則 55.2 に基づく必要な翻訳文が提出されている場合に限ります。審査が早期に開始されるほど、出願人は、IPEA が報告を作成する前に審査官と協議する時間がより多く確保できることから、国際調査の結果を受け取った後できる限り速やかに国際予備審査の請求をし、適用される手数料を支払うことが推奨されます。なお、PCT 規則 66.4 の 2 に基づき、IPEA は、見解書又は国際予備審査報告の作成を開始した後に受領した補正書や抗弁は考慮に入れる必要はない点から、出願人には、請求書と同時にそれらの書類を提出することをお勧めします。

PCT 規則 54 の 2.1(a) に基づく国際予備審査の請求をするための期間が満了間近の時点で、補正書が準備できておらず、且つ、出願人がその補正書に基づいた国際予備審査の開始を希望するのであれば、少なくとも請求書をその期間内に確実に提出することが重要です [1]。出願人が、PCT 第 34 条に基づいた補正後の明細書、請求の範囲又は図面を基礎とした国際予備審査の開始を希望する場合には、その旨を請求書に表示する必要があります (様式 PCT/IPEA/401 第 IV 欄)。その表示をしたにもかかわらず、補正書が実際には提出されていない場合には、IPEA は出願人に対し、補正書提出の求めに定められた期間内に補正書を提出するよう求めます (PCT 規則 60.1 (g)) (様式 PCT/IPEA/431 を使用)。IPEA は、補正書の受領、又は求めに定めた期間の満了のいずれかが先に生じるまでは、国際予備審査を開始しません (PCT 規則 60.1(g) 及び 69.1(e))。なお、補正書の受領の遅れ、又は期間の満了を待つことにより IPEA の審査の開始が遅れたとしても、IPEA は PCT 規則 69.2 の定める期間内、すなわち (必要な翻訳が請求書と共に提出されている場合)、優先日から 28 か月、又は審査の開始から 6 か月の期間のうち、遅く満了する期間内に報告を作成する必要のあることから、出願人は、審査官と協議する時間が短縮される可能性のある点にご留意下さい。

追加の情報は、PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- 2005 年 3 月号: 予備審査を請求した場合における、ISA の見解書に対する公式な応答の期限
- 2019 年 6 月号: (PCT 規則 69.1(a) の修正を受けて考慮すべき) 国際予備審査開始のタイミング

[1] 請求書は、ePCT を利用して国際事務局に提出することができ、国際事務局は PCT 第 31 条(6)(a) と PCT 規則 59.3 に従い、請求書を管轄 IPEA に送付します。この場合、請求書は、国際事務局が受領した日に管轄 IPEA が受領したものとみなされます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY